

第 62 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年豊後大野市条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。